

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）

（略）

別表第一（第二条の二、第五条、第七条、第七条の二、第十九条、第十九条の十六、第十九条の十七、第二十条の二、第二十二條の三、第二十二條の四、第二十四条、第六十一条の二の二、第六十一条の二の八関係）

一～三（略）

四

在留資格	本邦において行うことができる活動
留学	（略）
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（二の表の技能実習の項の下欄第一号及びこの表の留学の項の下欄に掲げる活動を除く。）
家族滞在	（略）

五（略）